

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○町(字)の区域の変更	一	○平成十六年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性検査及び講習の実施	九
○生活保護法に基づく介護機関の指定	四		
○右同	五	○建設業法による建設業者の処分	一一
○受胎調節実地指導員の指定	五	○右同	一一
○右同	六	○基本測量の実施の通知	一一
○結核指定医療機関の指定	六	○開発行為に関する工事の完了	一一
○特定計量器の定期検査の実施	六	○右同	一三
○土地改良区の役員の就任届	七	○特定調達契約に係る落札者等の公示	一四
○右同	八		
○土地区画整理法に基づく換地処分を行った旨の届出	八	○右同	一四

## 告示

### 奈良県告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、三郷町長から次のとおり町(字)の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成十六年四月十七日からその効力を生ずる。

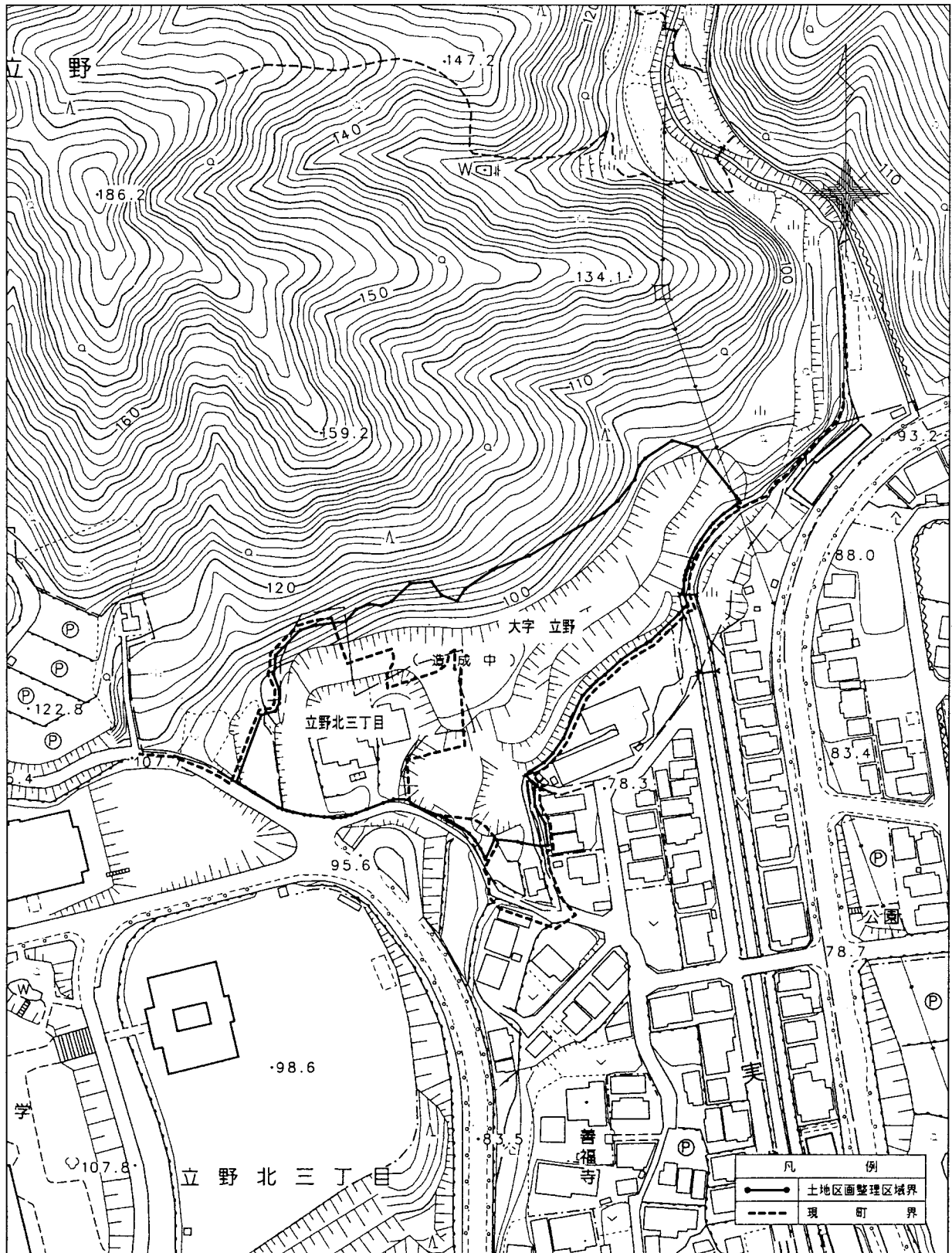
なお、関係の区域は、別図一(変更前)及び別図二(変更後)のとおりである。

平成十六年四月十六日

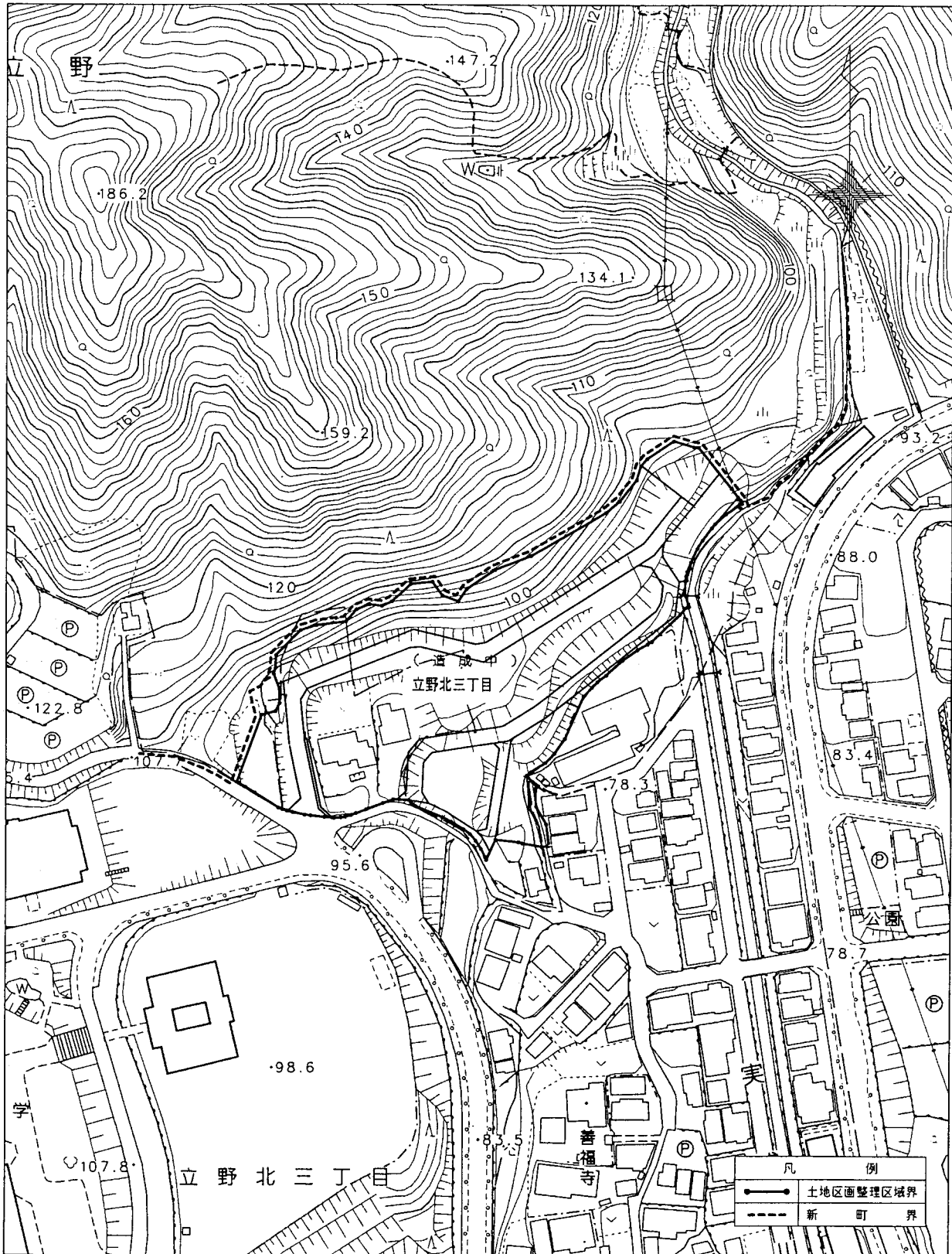
奈良県知事 柿本善也

他の字を編入する町	他の町に編入される字	編入される区域
立野北三丁目	大字立野(一部)	九八二の八、九八四の五、九八八の一、九八八の二、九八九から九九六まで、一〇〇一から一〇〇七まで、一〇一一、一〇二二、一〇二六、一〇五〇、一〇五一の一、一〇五一の二、一〇五三、一〇五四の一から一〇五四の四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部

別図1 (変更前)



別図2 (変更後)



奈良県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
有限会社大 地不動産	生駒郡斑鳩 町服部一 二二五	いかるが訪 問介護セン ター	生駒郡斑鳩 町服部一 二二五	訪問介護	平成十六年 四月一日
特定非営利 活動法人三 郷サンサン ハウス	生駒郡三郷 町東信貴ヶ 丘二一八 一	デイサービ スセンター あかねの里	生駒郡三郷 町東信貴ヶ 丘一一五 一	通所介護	平成十六年 四月一日
有限会社由 衣の里	御所市蛇穴 六二四	由衣の里デ イサービス センター	御所市蛇穴 六二四	通所介護	平成十六年 四月一日
有限会社に ここに	北葛城郡上 牧町服部台 一一四一一	介護ステー ションにこ にこ	北葛城郡上 牧町服部台 一一四一一	訪問介護、居宅 介護支援事業	平成十六年 三月一日
医療法人翠 悠会	橿原市葛本 町六七六一	訪問看護ス テーション オードリー	橿原市葛本 町六七六一	居宅介護支 援事業	平成十六年 四月一日
有限会社お はよう介護 センター	香芝市真美 ヶ丘七一 二一五 三〇三	有限会社お はよう介護 センター	香芝市真美 ヶ丘七一 二一五 三〇三	訪問介護	平成十六年 三月二十二 日
社会福祉法 人信愛会	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	社会福祉法 人信愛会シ ョートステ イグレース	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	短期入所生活介 護	平成十六年 三月一日
社会福祉法 人信愛会	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	社会福祉法 人信愛会ヘ ルパーステ ーショング レース	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	訪問介護	平成十六年 三月一日
社会福祉法 人信愛会	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	社会福祉法 人信愛会デ イサービス センターグ レース	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	通所介護	平成十六年 三月一日
社会福祉法 人信愛会	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	社会福祉法 人信愛会特 設	生駒郡平群 町大字越木 塚三三六一	介護老人福祉施 設	平成十六年 三月一日

有限会社京阪奈総合保険事務所	生駒市南田原町一三三〇一〇〇	デイサービスセンターロイヤルケア24	生駒市桜ヶ丘三一五七	通所介護	平成十六年三月十五日
有限会社京阪奈総合保険事務所	生駒市南田原町一三三〇一〇〇	グループホームロイヤルケア24	生駒市桜ヶ丘三一五七	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年三月十五日
奈交宇陀タクシー株式会社	宇陀郡榛原町大字萩原二四二九一	奈交宇陀ケアステーション	宇陀郡榛原町大字萩原二四二九一	訪問介護	平成十六年四月一日
市民生活協同組合ならこーぷ	奈良市恋の窪一〇二二	市民生活協同組合ならこーぷホームヘルプサービス	生駒市俵口町七五八一	居宅介護支援事業	平成十六年四月一日
市民生活協同組合ならこーぷ	奈良市恋の窪一〇二二	ならこーぷホームヘルプサービス	生駒市俵口町七五八一	訪問介護	平成十六年四月一日

奈良県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
栗殿薬局	桜井市栗殿一〇五一五	居宅療養管理指導	平成十六年三月一日
まつきクリニック	生駒郡斑鳩町法隆寺東一〇五一〇	居宅療養管理指導	平成十六年三月十二日
木下薬局	桜井市芝一三六〇	居宅療養管理指導	平成十六年二月一日
なごみ薬局	大和高田市根成柿一七四一四	居宅療養管理指導	平成十六年四月一日

奈良県告示第三十八号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住 所	氏 名
		奈良県知事 柿本善也



四九三	五條市田園五丁目三四の八	中山 惠理
-----	--------------	-------

奈良県告示第三十九号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住所	氏名
四九四	奈良市三碓六丁目四の二の四	神田 郁

奈良県告示第四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
なごみ薬局	大和高田市根成柿一七四―四	平成十六年三月二十六日

奈良県告示第四十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれ

かに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。  
平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
電気式ばかり 以外の特定計 量器	大和郡山 市	五月十七日（ 月）	午前十時から 午後三時まで	電気式ばかりの所在場所
		五月十八日（ 火）		
	天理市	五月十九日（ 水）		
		五月三十一日 （月）		
	大和郡山 市	五月二十日（ 木）	午前十時から 正午まで	南部公民館
		六月一日（火）		
		六月二日（水）		

天理市														
六月四日(金)			六月三日(木)			五月二十五日(火)			五月二十四日(月)			五月二十一日(金)		
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後二時まで	午後一時から	午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後二時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	
丹波市公民館			二階堂小学校			奈良県農業協同組合福住支店			大和郡山市役所			大和郡山市矢田支所		

備考														
表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。														
六月七日(月)			六月八日(火)			六月九日(水)								
午後二時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後三時まで	午後一時から	午後三時まで	午後二時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後三時まで	午後二時まで	午後一時から	
柳本公民館			奈良県農業協同組合朝和支店			前栽小学校			三島公会堂			櫛本小学校		

奈良県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松本 武	大和郡山市八条町六五七
〃	吉村 百助	〃 七四三
〃	藤北 正	〃 四八
〃	森嶋 敏治	〃 六六七
〃	中井 孝志	〃 二四四
〃	村下 秀雄	〃 六二七
〃	松岡 伸浩	〃 五五一四
〃	吉村 孝雄	〃 六八四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	北口 信夫	大和郡山市八条町七四六
〃	奥田 時夫	〃 四五
〃	南口 京茂	〃 六五三
〃	寺西 喜嗣	〃 七〇〇
〃	川向 昇	〃 二六二
〃	大山 實	〃 二三三
〃	西川 俊彦	〃 七〇七
〃	堀川 一郎	〃 七三二

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、東室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	保川 安博	北葛城郡新庄町東室二七六一二
----	-------	----------------

〃	中島 隆志	〃 二二一
〃	植村 光司	〃 二〇三一二
〃	小橋 勝	〃 四〇
〃	小橋 善美	〃 二二九一一
〃	阪口 清美	〃 三一一二
〃	藤井 謙政	〃 一四
〃	川本 弘志	〃 四
〃	坂本 勉	〃 二二九一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中島 隆志	北葛城郡新庄町東室三二一一
〃	川本 善之	〃 二二三三六
〃	坂本 忠男	〃 二二九一七
〃	植村 光司	〃 二〇三一二
〃	川本 弘志	〃 四
〃	橋本 定良	〃 一八三三三
〃	岡田 晴行	〃 一五
〃	阪口 清美	〃 三一一二
〃	坂本 勉	〃 二二九一六

奈良県告示第四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三条第三項の規定により、三郷町今井土地区画整理組合から次のとおり三郷町今井土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

一 換地処分の年月日

平成十六年三月二十九日

二 換地処分の内容

平成十六年三月二十六日付け奈良県指令都計第五百四十八号をもって認可した換地計画のとおり



三 町の名称の変更

他の字を編入する町 立野北三丁目	他の町に編入される字 大字立野（一部）
---------------------	------------------------

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による平成十六年度狩猟免許試験並びに第五十一条の規定による平成十六年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施します。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

1 狩猟免許試験の日時、場所及び対象者

試験日時 平成十六年六月十四日（月）及び同年九月六日（月） 午前九時三十分から午後四時まで	試験区分 適性試験 知識試験	場 所 奈良市登大路町三八の一 中小企業会館	対 象 者 新たに狩猟免許を受けようとする者及び既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」という。）であつて奈良県に住所があるもの
技能試験	狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であつて奈良県に住所があるもの		

2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

検査及び講習の日時 平成十六年七月一日（木） 午前九時三十分から午後十二時三十分まで	場 所 奈良市法蓮町七五七の二 公立学校共済組合春日野荘	対 象 者 平成十三年度に受けた狩猟免許を更新しようとする者であつて奈良県に住所があるもの
平成十六年七月二十二日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	橿原市小房町一一の五 かしはら万葉ホール 視聴覚室	
平成十六年八月二十六日（木） 午後一時三十分から午後四時三十分まで	吉野郡大淀町松垣本二〇九〇 大淀町文化会館小ホール	

二 試験、適性検査及び講習の内容

1 試験

狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。

(一) 適性試験

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

(二) 技能試験

次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課

題について行います。

狩猟免許の種類	課 題
網・わな 猟免許	一 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 法第三条の規定に基づき環境大臣が定める猟具（銃器を除く。）の二つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第一種 銃猟免許	一 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種 銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(三) 知識試験
(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 (2) 猟具に関する知識 (3) 鳥獣に関する知識
2 適性検査
(一) 視力 (二) 聴力 (三) 運動能力
3 講習
(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 (二) 鳥獣の判別 (三) 猟具の取扱
三 試験、適性検査及び講習の申請手続
1 申請
狩猟免許申請書、狩猟免許更新申請書（社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。 (一) 法第四十条第二号又は第三号に該当しないことの医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六十号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限り） 一通 (二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 一枚
(三) 住民票抄本 一通
2 申請期限
受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十日前までとします。
3 申請書の提出先
奈良市内待原町六の一 奈良県林業会館内 社団法人奈良県猟友会
4 手数料

- (一) 法第四十九条第一号に掲げる者に係るもの 四、〇〇〇円
- (二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの 二、九〇〇円
- (三) その他に係るもの 五、三〇〇円
- 四 その他

- 1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。
- 2 駐車場の用意はしませんので自家用車での来場は避けてください。
- 3 試験、適性検査及び講習に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。  
奈良県農林部森林保全課森林環境保全グループ（〇七四二―二七―七四八〇）  
社団法人奈良県猟友会（〇七四二―二六―八一―二五）

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

処分をし た年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年四月七 日	菅原工務 店	生駒市中菜畑 一ノ二九ノ九	菅原弘樹	奈良県知事許可 (般一―一)第 一三一五七号	許可 の取 消し	破産

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

処分をし た年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年四月八 日	三家興業	生駒市西菜畑 町一五七九	三家弘和	奈良県知事許可 (般一―一)第 一三六二二号	許可 の取 消し	破産

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 基本測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山辺郡都祁村並びに吉野郡下市町、野迫川村及び北上山村
- 三 測量の期間 平成十六年五月十日から平成十七年三月十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号  
平成十二年三月二十七日第六二―一二二二号  
平成十六年三月八日第六二―一二二二―一号
- 二 検査済証番号

- 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第六〇〇四号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第三八三七号
- 三 開発区域に含まれる地域  
高市郡明日香村大字橘九三番地ノ一、九四番地ノ二、九五番地ノ一、九五番地ノ二、

九六番地ノ一、九六番地ノ二及び一〇〇番地ノ一並びに高市郡明日香村大字立部五五番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字野口三三七番地

萬金薬品工業株式会社

代表取締役 脇本文資

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡明日香村大字橘九五番地ノ二並びに高市郡明日香村大字立部五五番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十五年九月二十四日第七二一四九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第六〇〇三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第三八三六号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡田原本町大字味間三四番地ノ一、三六番地ノ一、三七番地ノ一及び三八番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字栗殿一〇三〇番地ノ一

ウッド事業協同組合

理事長 民谷浩一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡田原本町大字味間三四番地ノ一、三六番地ノ一、三七番地ノ一及び三八番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十五年十二月十二日第七二一〇三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第五九九九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月九日第三八三三二号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町大字新村一二三番地ノ一及び一二七番地ノ一

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市中三倉堂二丁目四番一七号

株式会社デイ・シー

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡新庄町大字新村一二三番地ノ一及び一二七番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十五年十二月二十五日第七二一一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第六〇〇〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第三八三三三号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字野口五九一番地ノ二、五九一番地ノ三、五九一番地ノ六、五九一番地ノ七、五九二番地ノ一の一部及び五九三番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡新庄町大字中戸四二五番地

高橋真須美

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字野口五九一番地ノ二、五九一番地ノ六、五九一番地ノ七、五九二番地ノ一及び五九三番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年二月三日第七二一一三三二号

二 検査済証番号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第五九九八号  
開発区域に含まれる地域

三 檜原市葛本町七五五番地ノ一の一部、七五七番地ノ一及び七五八番地ノ一  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
檜原市葛本町七五五番地  
松下義孝

一 許可番号

平成十六年二月六日第七二一九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第六〇〇一号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第三八三四号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町三〇九番地ノ一、三〇九番地ノ五、三〇九番地ノ六、三〇九番地ノ七、三〇九番地ノ八、三〇九番地ノ九、三〇九番地ノ一〇、三〇九番地ノ一一、三〇九番地ノ一二、三〇九番地ノ一三、三二四番地ノ五、三二五番地、三二六番地ノ七、三二六番地ノ八、三二六番地ノ九、三二八番地ノ五、三二九番地ノ八及び三二九番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字元町三〇九番地ノ一、三二六番地ノ九、三二八番地ノ五及び三二九番地ノ九

下水道 御所市大字元町三〇九番地ノ一、三二六番地ノ九及び三二九番地ノ九の各一部

緑地 御所市大字元町三〇九番地ノ一三及び三二六番地ノ八

一 許可番号

平成十六年三月四日第七二一一三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第六〇〇二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月八日第三八三五号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町四九五番地ノ八、四九五番地ノ九、四九五番地ノ一〇、四九五番地ノ一一、四九五番地ノ一二、四九五番地ノ一三、四九五番地ノ一四、四九五番地ノ一五、四九五番地ノ一六、四九五番地ノ一七、四九五番地ノ一八、四九五番地ノ一九、四九五番地ノ二〇、四九五番地ノ二二、四九五番地ノ二三、四九五番地ノ二四、四九五番地ノ二五、四九五番地ノ二六、四九五番地ノ二七、四九五番地ノ二八、四九五番地ノ二九、四九五番地ノ三〇、四九五番地ノ三一、四九五番地ノ三二、四九五番地ノ三三、四九五番地ノ三四、四九五番地ノ三五、四九五番地ノ三六、四九五番地ノ三七、四九五番地ノ三八、四九五番地ノ三九、四九五番地ノ四〇、四九五番地ノ四一、四九五番地ノ四二、四九五番地ノ四三、四九五番地ノ四四、四九五番地ノ四五、四九五番地ノ四六、四九五番地ノ四七、四九五番地ノ四八及び四九五番地ノ四九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字元町四九五番地ノ八及び四九五番地ノ四九  
公園 御所市大字元町四九五番地ノ三六

下水道 御所市大字元町四九五番地ノ八、四九五番地ノ一三、四九五番地ノ一九、四九五番地ノ二六及び四九五番地ノ四九の各一部

緑地 御所市大字元町四九五番地ノ一三、四九五番地ノ一四、四九五番地ノ一九、四九五番地ノ二六、四九五番地ノ二九、四九五番地ノ四二及び四九五番地ノ四四

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。  
平成十六年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号  
平成十六年一月六日核土第三六一六号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月三十日核土第五五一八号  
開発区域に含まれる地域
- 三 桜井市大字外山八七〇番地、八七一番地の一部及び八七二番地
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
桜井市大字一二四一番地  
外山区長 番場榮司

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月16日

奈良県知事 柿本善也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
奈良県立三室病院診断用血管撮影装置の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県福祉部健康安全局医大・病院課  
奈良市登大路町30番地
- 3 落札の相手方を決定した日 平成16年2月6日
- 4 落札の相手方の氏名及び住所  
シーメンス旭メテイツク株式会社北大阪セールスエリアオプナス  
大阪府吹田市垂水町3丁目35番36号
- 5 落札金額 138,495,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成15年12月26日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月16日

奈良県知事 柿本善也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
奈良県広報誌「県政だより奈良」の印刷製本  
予定数量 540,000部（1回当たり）  
年12回発行（毎月1回1日発行）
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県出納局総務課  
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年4月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社天理時報社  
天理市稲葉町80番地
- 5 落札金額 9,0195円（1部単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月20日

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三一一一〇（代）

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二（代）

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。